

意見書案第6号

さらなる保育士等の処遇改善の財政措置を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年12月12日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 福祉厚生常任委員会

委員長 関川 翔

さらなる保育士等の処遇改善の財政措置を求める意見書（案）

人口減少により労働力不足が深刻化している中、保育業界においても、子ども・子育て支援制度創設以来、加速度的に保育士不足が進んできています。特に茨城県南部の取手市は東京都・千葉県にも近く十分通勤圏内に位置するため、好条件の隣接地域への人材流出が深刻な問題になっていて、保育士、保育教諭や幼稚園教諭（以下「保育士等」といいます。）の空白地域とされています。

各施設では保育士等の人材確保のために、残業時間や持ち帰りの仕事削減のためにICTを導入して業務効率化を図ったり、保育者の業務負担軽減のために保育周辺業務を担当してもらう方を雇ったり、保育士の遠方からの受入れに対応するために職員寮を整備するなど、様々な対策を立て職場の労働環境の改善に努めてきました。

しかしながら、依然として人材不足は改善されず、各施設の対策や工夫だけでは限界にきています。

この状況にさらに拍車をかけているのが、近隣自治体が独自で行っている保育従事者支援措置です。東京都、松戸市、柏市等では、都や県の補助を受け自治体単独で処遇改善として月4万円を超える支給や家賃補助、奨学金返済支援等の様々なメニューを用意して保育士等を集めています。このような近隣自治体の諸施策により取手市をはじめ茨城県南部の人材が、千葉県・東京都に流れていき空白地帯となっているのが現状です。

卑近な例としては、千葉県では100名近く集まる就職説明会が、取手市や県南部の幼稚園・認定こども園連合会主催の合同就職説明会においては数名の参加者しかおらず、スタートの時点で茨城県が見向きもされていないことがよく分かります。また、取手市が行った保護者アンケートにおいても、保育士等が不足していることを心配する声も上がっています。

担当する保育士等が確保できないため、子どもの受入れができない施設もあり、保護者が子どもを預けられないという状況も出てきています。また何より、人材不足のため現職員に大きな負担とストレスがかかり、不適切保育や事故の原因にもなりかねない状況です。

少ない人材を奪い合うのではなく、保育士等が勤務したくなるような魅力のある施策が必要です。

子育て世帯が安心して子どもを預けられるような保育の人材を確保し、十分な子どもの受入れを実現し、安全に、質の高い保育を提供するために、認可保育施設に勤務する常勤保育士等の処遇改善等と人材確保は必要不可欠です。

以上のことから、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 国は、それぞれの地域で保育士等が格差なく、安心して勤務できるよう、各自治体の財政力に応じ、保育士等の処遇改善等の財政措置を講じること。
- 2 茨城県は、県外へ流出する人材を食い止め、保育の人員を十分確保するため、保育士等の処遇改善等に必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策） 茨城県知事